

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、その運営に當りし者)

第一条 この規則は、鳥取県消防学校（以下「消防学校」という。）の運営に關し、必要な事項を定めるものとする。

（教育訓練の種類等）

第二条 消防学校において行う教育訓練の種類並びに教育訓練ごとの対象者、内容及び期間は、別表のとおりとする。

（教育訓練の教科目等）

規則 鳥取県消防学校規則

目次

規則

鳥取県消防学校規則をここに公布する。

昭和五十八年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県総務部長 谷 恒夫

□

恒

夫

第三条 教育訓練の種類ごとの教科目及びその時間数は、消防学校の教育訓練の基準（昭和四十五年消防庁告示第一号）に準じて消防学校の長（以下「校長」という。）が定めるものとする。

（教育訓練の実施計画）

第四条 校長は、毎年三月末日までに翌年度の教育訓練の実施計画を作成し、知事の承認を受けなければならない。

2 校長は、前項の規定により教育訓練の実施計画を定めたときは、市町村長及び消防長（以下「市町村長等」という。）に通知するものとする。

3 前二項の規定は、教育訓練の実施計画の変更について準用する。

（入校の手続）

第五条 市町村長等は、所属の消防職員、消防団員その他消防関係職員（以下「所属職員」という。）を消防学校に入校させようとするときは、入校申込書（様式第一号）に入校させようとする者の履歴書（様式第一号）その他校長が必要と認める書類を添えて校長に提出しなければならない。ただし、短期間の教育訓練で校長が特に認めた場合は、履歴書の添付を省略することができる。

2 所属職員以外の者は、消防学校へ入校しようとするときは、入校申込書（様式第三号）に所轄市町村長等の推薦書を添えて校長に提出しなけ

（趣旨）

鳥取県規則第三十四号

ればならない。

とする。

3 校長は、前二項の規定により申込書の提出があつた場合は、その内容を審査して、入校の可否を決定し、当該申込者に通知するものとする。

(入寮義務)

第六条 消防学校に入校した者（以下「学生」という。）は、消防学校の寮に入寮しなければならない。ただし、校長が特に入寮の必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(服務)

第七条 学生は、校長その他職員の指示に従い、教育訓練に専念しなければならない。

(退校)

第八条 市町村長等は、病気その他やむを得ない理由により所属職員を退校させようとするときは、退校願（様式第四号）を校長に提出し、その承認を受けなければならない。

(懲戒)

第九条 校長は、学生が次の各号の一に該当する場合は、これに対し、退校、謹慎又は訓戒の処分を行うことができる。

一 性行が不良で、改善の見込みがないと認められる場合

二 正當の理由がなくて出席が常でない場合

三 心身の故障又は成績不良のため教育訓練の課程を修了する見込みがないと認められる場合

四 消防学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した場合

2 校長は、前項の規定により処分を行つたときは、知事に報告するとともに、その者が所属職員である場合は、当該市町村長等に通知するもの

(教育訓練効果の測定)

第十一条 校長は、教育訓練の効果を確認するため、必要に応じて効果の測定をするものとする。

(卒業証書及び修了証書)

第十二条 校長は、所属職員である学生が教育訓練を修了したときは、校長が定めるところにより、その結果を市町村長等へ通知するものとする。

第十三条 校長は、毎年五月末日までに前年度に実施した教育訓練の結果を知事に報告しなければならない。

(表彰)

第十四条 知事は、教育訓練を修了した学生のうち、品行が方正で成績が特に優秀であり、他の模範と認められる学生を表彰することができる。

第十五条 この規則に定めるもののほか、学校の運営に関する必要な事項は、校長が別に定める。

(委任)

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附 則

別表 (第二条関係)

教育訓練の種類	教育訓練の対象者及び内容	教育期間
初任教育	新たに採用した消防職員に対し て行う基礎的教育訓練	六箇月以上。ただし、校長は、 必要があると認めるときは、 この期間を変更することができる。
普通教育	消防団員に対して行う基礎的教 育訓練	四日以上。ただし、校長は、 必要があると認めるときは、 この期間を変更することができる。
専科教育	現任の消防職員及び主として普 通教育を修了した消防団員に対 して行う特定の分野に関する専 門的教育訓練	校長が定める期間
幹部教育	幹部及び幹部昇進予定者に対し て行う消防幹部として一般的に 必要な教育訓練	校長が定める期間
特別教育	消防職員及び消防団員に対して 行う特別の目的のための教育訓 練で初任教育、普通教育、専科 教育及び幹部教育以外のもの	校長が定める期間
一般教育	市町村職員、防火管理者、自主 防災組織員等に対して行う教育 訓練	校長が定める期間

様式第1号(第5条関係)

貴校の	教育	科(第	期)	入校申込書
年	月	日		に下記の者を入校させたいので、関係書類を添えて申し込みます。
記				鳥取県消防学校長殿
階	級(職)	氏	名	

様式第2号(第5条関係)

履歴書			写真は り付け欄
所属	階級(職)	氏名	
年月日	年月日	年月日	現住所
最終学歴			年月
			年月
			年月
(消防学校歴を含む。)			年月
一般歴			年月
特技			年月
賞罰			年月
既往症及び健康状態			
上記のとおり相違ありません。			
年月日			
氏名			

様式第3号(第5条関係)

入校申込書		
鳥取県消防学校長殿		
貴校の教育科(第期)に入校したいので申しほみます。		
年月日	年月日	年月日
住 所	姓 名	職 業
生年月日		(印)

5 昭和58年3月31日 木曜日

鳥 取 県 公 報

(号外) 第37号

様式第4号(第8条関係)

退 校 願

鳥取県消防学校長殿

貴校の 教育 科(第 期)に入校した下記の者

を退校させたいので承認してくださるようお願いします。

年 月 日

職 氏 名 國

記

階 級(職) 氏 名 國

理 由

退校を希望す
る期日

第 号

卒 業 証 書

所 属

階 級(職) 氏 名

年 月 日

鳥取県消防学校長 氏 名 國

あなたは本校初任教育の課程を卒業したことを証する

様式第5号(第11条関係)

昭和58年3月31日 木曜日

鳥取県公報

(号外) 第37号 6

様式第6号(第11条関係)

第

修了証書

あなたは本校

階級(職)氏
所属

名

科の課程を

修了したことを証する

年 月 日

鳥取県消防学校長 氏

名印

発行所
鳥取県鳥取市東町一丁目
鳥

取 県

【定価一部一箇月千四百円(送料を含む。)】